

特記仕様書

委託業務名 花屋敷団地建替事業（地質調査等業務）
業務場所 川西市花屋敷1丁目地内

1. 特記仕様書の適用範囲

本業務は、本特記仕様書に基づき実施するものとする。

2. 業務目的

本業務は、花屋敷団地建替事業の実施にあたり必要な地質調査及び土壌汚染対策法の調査手法に準拠した土壌ガス調査を実施するものである。

3. 業務場所

兵庫県川西市花屋敷1丁目地内

4. 業務数量

A. 地質調査

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ①ボーリング調査（試料採取含む） | 深さ 20m×3本 |
| ②原位置試験 | |
| a) 標準貫入試験 | 各孔 |
| b) 孔内水平載荷試験 | 1箇所 |
| c) 現場透水試験 | 1箇所 |
| ③室内土質試験 | |
| a) 土粒子の密度試験 | 8試料 |
| b) 土の含水比試験 | 8試料 |
| c) 土の粒度試験（沈降分析（ふるい分析含む）） | 1試料 |
| d) 土の粒度試験（ふるい分析） | 7試料 |
| e) 土の液性限界試験 | 1試料 |
| f) 土の塑性限界試験 | 1試料 |
| g) 土の湿潤密度試験 | 1試料 |
| h) 土の圧密試験（段階載荷） | 1試料 |
| i) 三軸圧縮試験（非圧密非排水試験） | 1試料 |
| ④解析等調査 | |
| a) 資料整理とりまとめ | 1式 |
| b) 断面図等の作成 | 1式 |
- ### B. 土壌ガス調査
- | | |
|---------|-----|
| ⑤土壌ガス採取 | 3箇所 |
| ⑥土壌ガス分析 | 3試料 |

5. 業務内容

業務内容の特記事項は、以下のとおりとする。

①ボーリング調査

- ・ボーリング位置は別紙位置図に示す 3 箇所とする。
- ・支持層を GL-9～12m または、GL-16m 以深の砂礫層に想定する。
- ・先行ボーリング調査を実施し、地質構成を把握し、ボーリング長を決定する。また、室内土質試験の要否及びサンプリング位置を決定する。
- ・掘削中孔内に地下水が認められたときは、その深さを記録する。
- ・サンプリングは、No. 3 にてデニソンサンプリング 1 本を想定する。

②原位置試験

- a) 標準貫入試験は、掘進 1m 毎に実施し、延べ 60 回を予定する。
- b) 孔内水平載荷試験は、杭等水平抵抗検討のため、No3 の GL-3m 付近にて 1 箇所を予定する。
- c) 現場透水試験は、No. 3 の GL-7m 付近にて 1 箇所を予定する。

③室内土質試験

- a) 砂質土
 - ・物理試験・・・No. 3 の GL-2～9m の 8 試料にて、土粒子の密度試験・土の含水比試験・土の粒度試験（ふるい分析）を予定する。
- b) 粘性土
 - ・物理試験・・・No. 3 の GL-8m の 1 試料にて、土粒子の密度試験・土の含水比試験・土の粒度試験（沈降分析（ふるい分析含む））・土の液性限界試験・土の塑性限界試験・土の湿潤密度試験を予定する。
 - ・力学試験・・・サンプリングした乱れの少ない試料にて、土の圧密試験（段階載荷）・三軸圧縮試験（非圧密非排水試験）を予定する。

④解析等調査

- a) 資料整理とりまとめ
 - ・各種計測結果の評価及び考察をとりまとめる。
 - ・試料の観察し、とりまとめる。
 - ・ボーリング柱状図を作成すること。
 - ・地質調査に関する報告書を取りまとめる。
- b) 断面図等の作成
 - ・地層及び土性を判定すること。
 - ・土質断面図を作成すること。

⑤土壌ガス採取

- ・試料採取は、表層から 0.8～1.0m 下の土壌ガスを対象とし「Appendix5 土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法（土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件（平成 15 年環境省告示第 16 号）」に基づき 3 箇所について実施すること。

⑥土壌ガス分析

- ・ベンゼンのガス量について分析するものとする。
- ・GC-FID・GC-ECD 以外のいずれかの方法で分析すること。

⑦考察・報文執筆

- ・土壌ガス調査に関する報告書を取りまとめる。

6. 法令等の遵守

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるものとし、次に示す関連法規・基準類等を遵守すること

- ・ 本特記仕様書
- ・ 敷地調査共通仕様書（平成 27 年 10 月改定版 国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ 土壌汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）
- ・ 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）
- ・ 土壌汚染状況調査における地歴調査について
（平成 24 年 8 月 17 日環水大土発第 120817003 号）
- ・ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第 2 版
（平成 24 年 8 月環境省水・大気環境局土壌環境課）

7. 成果物

本業務の成果物は以下に示すものを報告書として A4 版にまとめて 3 部提出すること。

- ① 質調査報告書（電子納品データを含む）
- ② 土質標本
- ③ 土壌ガス調査報告書
- ④ 打合せ記録書

受注者は電子データにより作成した成果物を提出しなければならない。電子媒体は CD-R を原則とし、必要な文字、数値等の内容が判別できる精度を確保するものとする。

8. 技術者

次に示す技術者を各 1 名、この業務を行う期間中配置すること。なお、各技術者兼任することはできない。配置する技術者は雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち主任技術者にあつては、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に 1 ヶ月以上の雇用関係（代表者可）にあること。

(1) 主任技術者

次の①及び②の資格を有する者

- ① 技術士法第 3 2 条第 1 項による登録を受けた技術士であつて、合格した第二次試験の技術部門と選択科目が次のいずれかである者
 - i. 「総合技術監理部門」・「応用理学－地質」
 - ii. 「応用理学部門」・「地質」

(ただし、RCCM(地質)の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者でも可。)

- ② 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令(平成14年環境省令第23号)第5条第1項の規定による技術管理者証(以下、「技術管理者証」という)の交付を受けた者。

(2) (地質調査) 担当技術者

次の③の資格を有する者

- ③ 地質調査技士

(3) (土壌ガス調査) 担当技術者

次の④の資格を有する者

- ④ 技術管理者証の交付を受けた者

9. 打合せ協議等

(1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と監督職員は常に密接な連絡をとり、打合せ記録は受注者が作成し、相互に確認しなければならない。

(2) 受注者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議を行うこと。

(3) 受注者は、法に基づく手続き関係の書類や調査結果等の作成・提出にあたり、監督職員の指示により、法の規定の権限を有し事務を行う関係機関との協議を行うこと。

10. その他

(1) 業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議のうえ決定すること。

(2) 監督職員と工程に関する協議を行った上で調査を実施すること。

(3) 調査業務の中間報告(速報)を平成30年1月23日(火)までに行うこと。



※調査地点位置図は測量図を参考に作成。現地状況によって、採取地点を変更する場合があります。

凡例

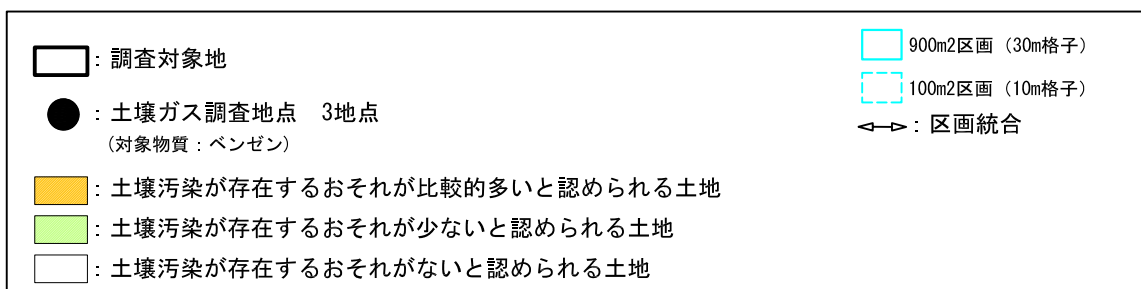


図1 調査地点位置図

図2 ボーリング調査地点位置図

